

雇用保険被保険者 休業開始時貸金月額証明書 (事業主控) (育児・介護)
短縮措置等適用時貸金証明書

①被保険者番号				—					—	③フリガナ				④休業等を 開始した日の 年 月 日	平成	年	月	日
②事業所番号				—					—	休業等を開始した者の氏名				年 月 日				
⑤名 称											⑥休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 電話番号（ ）						
事業所所在地																		
電話番号																		
住所 事業主 氏名																		
休業等を開始した日前の賃金支払状況等																		
⑦休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間				⑧ ⑦の期 におお ける賃 金支払 基礎日 数	⑨賃金支払対象期間	⑩ ⑨の 基礎 日数	⑪賃金額			⑫ 備 考								
							⑪A	⑪B	⑪計									
休業等を開始した日	月	日				月	日	～	月	日								
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
月	日	～	月	日	日	月	日	～	月	日	日							
⑬賃金に 関する 特記事項													休業開始時賃金月額証明書 短縮措置等適用時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号)					
⑭(休業開始時における)雇用期間				イ 定めなし ロ 定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 カ月)														
※公共職業安定所記載欄																		

注意

- 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は短縮措置等適用時賃金証明書（事業主控）（以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。）の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 - 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 - 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が育児休業又は介護休業を開始した日及び当該被保険者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
- なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための勤務時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑩	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		(印)	

※	所長	次長	課長	係長	係

必ず裏面をよく読んで下さい

- 1 被保険者本人が育児休業給付の受給資格の確認手続又は介護休業給付の支給申請手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）を速やかに本人に交付すること。
- 2 その場合、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）に育児休業給付受給資格確認票を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）に速やかに提出すること。また、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）を添えて、事業所管轄安定所に支給申請手続を行うこと。
- 3 被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この短縮措置等適用時賃金証明票を速やかに本人に交付すること。
- 4 その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この短縮措置等適用時賃金証明票を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
- 5 この休業開始時賃金月額証明票又は短縮措置等適用時賃金証明票（本人手続用）を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。

育児休業給付又は介護休業給付の受給手続を本人ご自身で行う被保険者の方へ

1. 育児休業給付又は介護休業給付の受給手続は、事業主によって代行されることが一般的ですが、被保険者本人が行う場合は、下記により、あなたが雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）で、定められた期間内に手続を行ってください。
2. これら手続が遅れると、育児休業給付又は介護休業給付の支給要件を満たしていても、その支給額の全部又は一部が受給できなくなるなど不利な取扱いを受けることがあります。
3. その他不明な点はご遠慮なく安定所の係員におたずねください。

1. 育児休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の一般被保険者が1歳（その子の1歳以降の期間も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6カ月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、育児休業を開始した日^(注1)前2年間^(注2)に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あるときは、育児休業給付の受給資格が確認されます。

(注1) 女性の一般被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合は、産後休業期間（出産日の翌日から起算して8週間）の終了した日の翌日が育児休業を開始した日となります。

(注2) この期間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数をこの期間に加えた期間（最大限4年）となります。

- (2) 育児休業給付には、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の2種類があります。
- (3) 育児休業給付の受給資格が確認された一般被保険者は、各支給対象期間（育児休業をした期間のうち、育児休業開始日から1カ月ごとに区分された期間。ただし、育児休業終了日の属する期間については、育児休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、育児休業基本給付金支給申請書を安定所に提出することにより、育児休業基本給付金の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面④欄を「ロ」としている方）については、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがある場合（2歳までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）は、育児休業給付の支給対象となります。
- (4) (3)の一般被保険者は、育児休業終了日（一般被保険者が、子が1歳（又は1歳6カ月）に達した日以後引き続き休業している場合は、子の1歳の誕生日の前々日（又は子の1歳6カ月に達する日の前日）。）の翌日以後引き続き6カ月以上雇用された場合は、育児休業者職場復帰給付金支給申請書を安定所に提出することにより、育児休業者職場復帰給付金の支給を受けることができます。

- (5) (1)の育児休業給付の受給資格の確認は、事業主を通じてこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）の交付を受けた後に、安定所に次のものを持参して行います。

この受給資格の確認のための手続は、(3)の初回の育児休業基本給付金支給申請書の提出と同時にすることもできます。この場合、育児休業開始日から4カ月を経過する日の属する月の末日までに行います。

- ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
- ② 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書
- ③ 母子健康手帳
- ④ 印鑑
- ⑤ 育児休業基本給付金支給申請書の記載内容を確認することのできる書類（賃金台帳、出勤簿等）

なお、初回の育児休業基本給付金支給申請に先だって、育児休業給付受給資格確認手続のみ行うこともできます。その場合は、上記の①～④を持参して行います。（この場合、②には受給資格確認手続のために必要な事項のみ記載することになります。）

- (6) 育児休業給付の受給資格が確認された場合は、育児休業給付受給資格確認通知書が交付されます。また、育児休業給付の受給資格を満たさない場合は、育児休業給付受給資格否認通知書が交付されます。

2. 介護休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の一般被保険者が対象家族^(注3)を介護するための休業をした場合において、介護休業を開始した日前2年間^(注2)に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あるとき、介護休業給付の受給資格を得ます。

(注3) 対象家族とは、一般被保険者の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」、「父母（養父母を含む。以下同じ。）」、「子（養子を含む。）」、「配偶者の父母」又は一般被保険者が同居し、かつ、扶養している、一般被保険者の「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」をいいます。

- (2) 介護休業給付の受給資格を有する一般被保険者は、各支給対象期間（介護休業をした期間のうち、介護休業開始日から1カ月ごとに区分された期間。ただし、介護休業終了日の属する期間については、介護休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、介護休業給付金支給申請書を安定所に提出することにより、介護休業給付金の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面④欄を「ロ」としている方）については、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業給付開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用される見込みがある場合は、介護休業給付の支給対象となります。
- (3) 介護休業給付金の支給申請手続は、事業主を通じて交付されたこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）に加えて、次のものを安定所に持参して行います。

また、この手続は、介護休業終了日（介護休業開始日から3カ月を経過する日以後引き続き休業している場合は、介護休業開始日から3カ月を経過する日。）の翌日から起算して2カ月を経過する日の属する月の末日までに行う必要があります。

- ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
- ② 印鑑
- ③ 介護休業給付金支給申請書
- ④ 介護休業給付金支給申請書の内容を確認することのできる書類
 - a. 事業主が被保険者に交付した介護休業取扱通知又は介護休業申出書
 - b. 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）
 - c. 介護休業の開始日・終了日・介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）
 - d. 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等。）

3. 偽りその他不正の行為で育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、以後育児休業給付又は介護休業給付を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあります。

事業主のみなさまへ

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被保険者短縮措置等適用時賃金証明書は、その雇用する一般被保険者が上記の育児休業若しくは介護休業を開始したとき、又は賃金日額特例措置対象予定者に該当するに至った場合に提出していただく必要があります。

1. 短縮措置等適用時賃金日額算定の特例について

短縮措置等適用時賃金日額算定の特例とは、倒産・解雇等の理由により離職した被保険者について、算定基礎賃金月に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は一部を含む場合に、短縮措置等の適用時における賃金日額と当該離職時における賃金日額により基本手当日額を算定するものです。

2. 短縮措置等適用時賃金証明書の交付等について

短縮措置等適用時賃金証明書（安定所提出用）が提出された場合には、短縮措置等適用時賃金証明書（本人手続用）が交付されますので、事業主の方はこれを被保険者の方にお渡しいただき、被保険者の方は、これを、離職票などとともに基本手当の支給を受ける安定所に提出していただくこととなります。